

1. 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等の課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

消防組織法では、消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」（同法第31条）と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」（同条）とされている。

2. 消防の広域化のメリット

消防の広域化のメリットとして、一般的に以下の

3点が挙げられる（特集4-1図）。

（1）初動体制の充実等による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になる。

（2）人員配置の効率化及び現場体制の充実

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、不足している現場体制の強化が可能になる。また、予防部門や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になる。

（3）消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模な消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び消防指令センター等の計画的な整備が可能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる。

特集4-1図 消防の広域化のメリット



3. これまでの取組

(1) 平成6年からの取組

消防庁では、平成6年（1994年）に消防庁長官通知を発出し、都道府県に消防広域化基本計画の策定を要請して、消防の広域化を推進してきたが、市町村合併以外の要因による広域化は十分進んだとは言いがたい状況にあった。

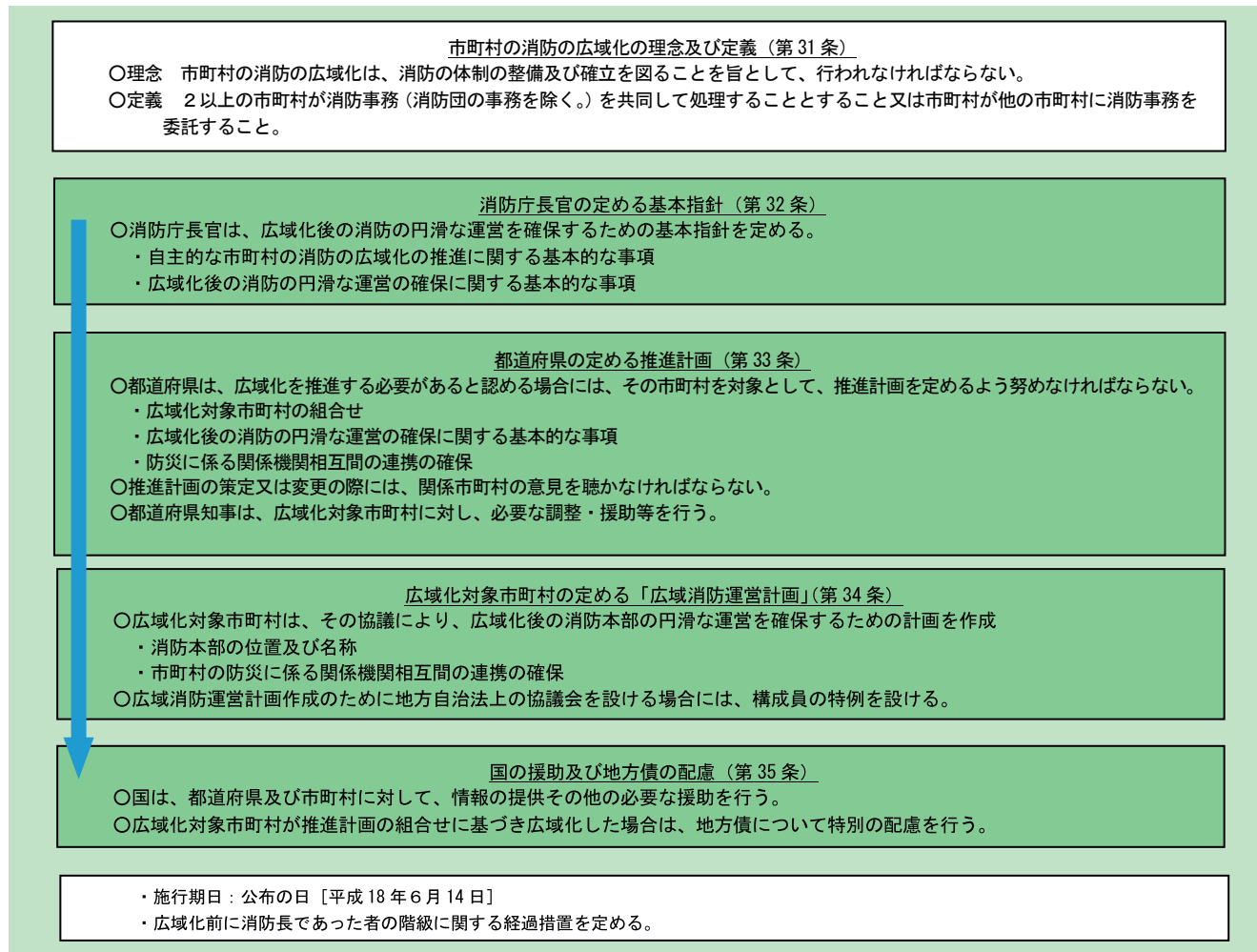
平成18年には、消防審議会（消防庁長官の諮問機関）から、全国的・広域的な見地から消防庁が消防

体制のあり方の方向性を示すとともに、都道府県の広域的な役割をより明確にすることが必要であることなどを内容とする答申がなされた。

(2) 消防組織法の改正（平成18年）

消防審議会の答申などを踏まえ、平成18年に消防組織法の改正が行われ、①消防の広域化の理念及び定義、②広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な指針、③推進計画及び都道府県知事の関与等、④広域消防運営計画、⑤国の援助等が法律に規定された（特集4-2図）。

特集4-2図 消防組織法による消防の広域化の推進スキーム



(3) 広域化基本指針の制定等

ア 広域化基本指針の制定（平成18年）

消防庁では、改正後の消防組織法第32条第1項に基づき、平成18年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）

以下「広域化基本指針」という。）を定めた。この中で、広域化を推進する期間については、平成19年度中には都道府県において推進計画*1を定め、推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することとされた。

*1 平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、都道府県による推進計画の策定は努力義務化された。

イ 広域化基本指針の改正（平成 25 年）

東日本大震災での教訓や類例をみない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに日本の総人口が減少していることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模な消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となることから、平成 25 年 4 月 1 日に広域化基本指針を改正し、広域化を着実に推進することとした。主な改正項目は次のとおりである。

- ・広域化の推進期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長
- ・管轄人口 30 万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされていたが、当該規模目標には必ずしも捉われず、地域の事情を十分に考慮する必要があること。
- ・自主的な消防の広域化を着実に推進するために、消防広域化重点地域の枠組みを設け、国の施策や都道府県における措置を、他の消防の広域化の対象となる市町村よりも先行して集中的に実施すること。

なお、従前は、指定都市の消防長が消防司監の階級*²を用いることができるとしていたが、広域化により指定都市と同等以上の規模を有する消防本部が新設されることから、平成 25 年 4 月 1 日に消防吏員の階級の基準（昭和 37 年消防庁告示第 6 号）を改正し、管轄人口 70 万以上の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）の消防長についても消防司監の階級を用いることができるとした。

（4）連携・協力基本指針の制定（平成 29 年）

平成 29 年には、第 28 次消防審議会から、人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等について「消防の広域化及び連携・協力に関する答申」が示され、消防の広域化は消防力の確保・充実のための方策として極めて有効な手段であり、今後とも、消防体制の整備・確立の手段として、最も有効なものとして推進していくことが重要であるとされたほか、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実し

ていくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であると提言された。連携・協力の具体例としては、指令の共同運用、消防用車両の共同整備、境界付近における消防署所の共同設置、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力、専門的な人材育成の推進、応援計画の見直し等による消防力の強化が挙げられている。

これを受けて、消防庁では、「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）を発出し、その中で「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）を示した。また、全国の都道府県及び市町村に対しては、引き続き、消防の広域化を推進するとともに、連携・協力基本指針を踏まえ、地域の実情に応じて、消防の連携・協力を推進するよう依頼した。なお、推進期限については、平成 35 年 4 月 1 日までとした。

（5）これまでの取組の成果

全国の消防本部数は、平成 6 年（1994 年）4 月 1 日現在 931 本部であったが、消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成 18 年 4 月 1 日現在で 811 本部となった。

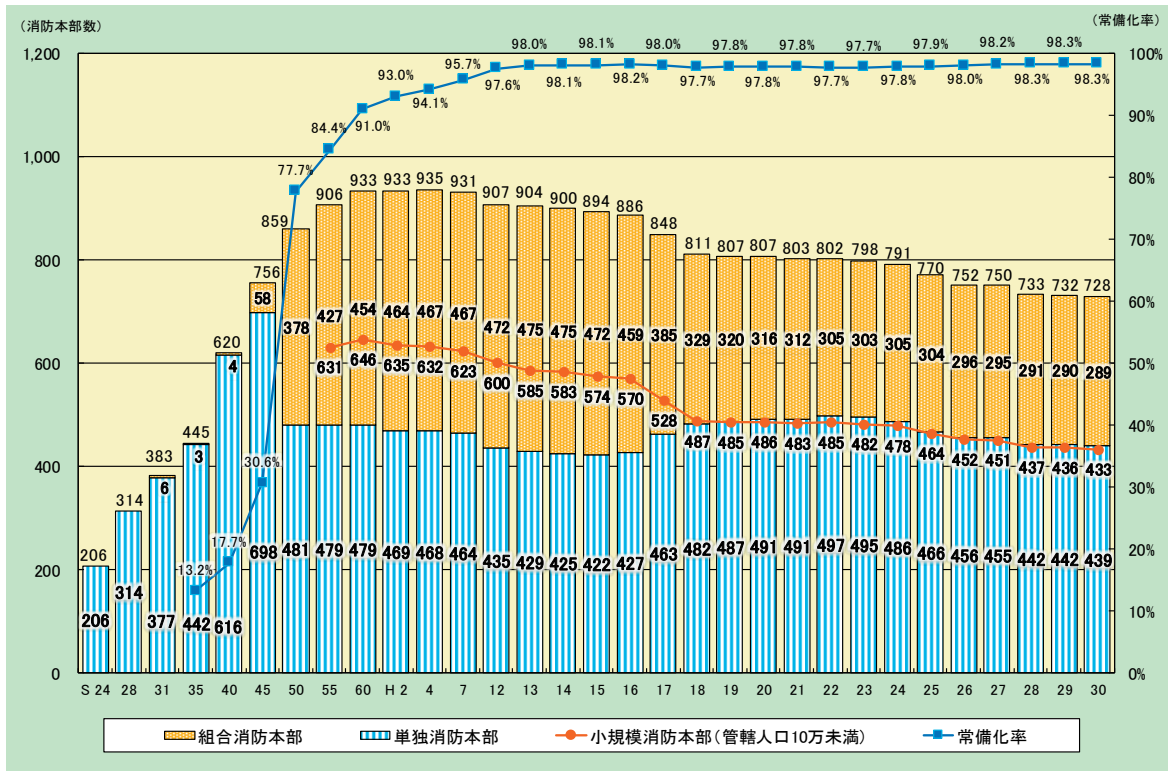
平成 18 年の消防組織法の改正以降では、これまでに 52 地域で広域化が実現し、管轄人口 10 万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）は、487 本部から 54 本部減少して 433 本部（全体の約 6 割）となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40 町村のうち 11 町村が解消された（**附属資料 V**）。

また、連携・協力の具体例として挙げられる指令の共同運用については、47 地域（193 本部、12 非常備町村）で行われている。

平成 30 年 4 月 1 日現在、消防本部数は 728 本部（**特集 4-3 図**）、非常備町村は 29 町村である。29 の非常備町村は 7 都県に存在するが、地理的な要因から非常備である地域が多く、1 都 3 県の 21 町村（非常備町村全体の 72.4%）は島しょ地域である（**附属資料 VI**）。

* 2 消防吏員の階級は、消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士である（市町村によっては、消防士を消防副士長と消防士に区分している。）。

特集 4-3 図 消防本部数と常備化率



(各年4月1日現在の数値。ただし、昭和55、60年の小規模消防本部数については、各年10月1日の数値。)
(昭和24、28年は、組合と単独の合計値。)

4. 今後の取組

(1) 広域化基本指針の改正(平成30年)

広域化を実現した消防本部では、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れている状況にある。

しかしながら、消防の広域化の進捗は未だ十分とはいえ、今後の人口減少社会の本格化や、高齢化

の進展等に鑑みると、消防力の維持・強化に当たって最も有効な手段である消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要になっている。

そのため、消防庁では、第28次消防審議会の答申等も踏まえ、平成30年4月1日に広域化基本指針を改正し、広域化の推進期限を平成36年4月1日まで延長した(連携・協力基本指針も併せて改正し、その推進期限も同日に延長した。)。主な改正項目は下表のとおりである(特集4-1表)。

特集 4-1 表 広域化基本指針の改正概要

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
市町村の消防の広域化の推進の方向性	・広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成18年以降の取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要があるとした。 ・その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要があるとした。	(新規)
消防の連携・協力の推進計画への位置付け	・都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村についても、推進計画に定めることとした。	(新規)
広域化の実現の期限	・平成36年4月1日(6年延長)	平成30年4月1日

延長した6年間のうち、初年度である平成30年度は、地域で消防体制のあり方を考える期間としており、市町村の消防本部においては「消防力カード」

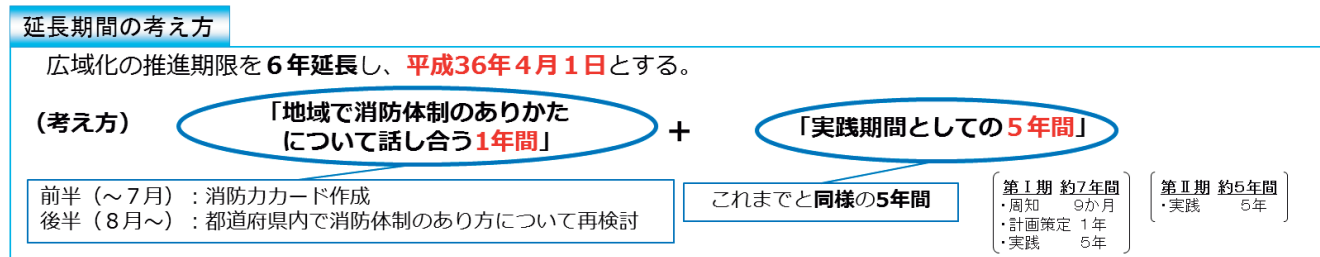
を作成し、自らの消防力や広域化の必要性を分析・検討し、都道府県においては、積極的にリーダーシップを発揮し、消防力カード等の情報を基に、消

防本部、市町村と緊密に連携し、推進計画を再策定することとしている。(特集4-4図)。

なお、平成36年前後は、消防指令センターの更新

時期がピークに差し掛かるため、これを契機とした広域化を後押しすることも見据えて推進期限を設定した。

特集4-4図 消防の広域化の推進期限延長の考え方



また、連携・協力のうち、指令の共同運用については、①現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」や、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用をしている他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を向上させる効果が大きいこと、②その運用に際して人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の広域化につながる効果が特に大きいことから、広域化の推進と併せて、積極的に検討することとしている。

(2) 広域化に関する課題への対応

消防の広域化に当たっては、大規模な消防本部からは消防力の流出に対する懸念、小規模な消防本部からは周辺地域となることによる消防力の低下に関する懸念が示され、また、職員の処遇の統一も課題として挙げられることがある。

しかしながら、消防力の配置は、管内の実情に応じて行うものであるため、消防の広域化が消防力の流出や低下につながるものではなく、また、職員の処遇の統一等についても段階的に調整を行うなど、柔軟に対応することが可能である。

都道府県が推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)が広域化後に円滑に事務を行うことができるよう、広域消防運営計画作成時に各調整事項について十分な協議を行うとともに、構成市町村の了承を得ておくことが必要である。

5. 関係機関の取組

(1) 消防庁の取組

ア 検討に対する支援

消防庁では、広域化基本指針の策定とあわせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業の実施、消防広域化推進アドバイザー*3の派遣などの支援を行っている。

イ 財政措置

市町村の消防の広域化及び連携・協力に伴って必要となる経費に対して、その運営に支障の生じることがないように、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築、同計画等に基づき実施する消防指令センター(指令装置等)の整備、並びに同計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備について緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防指令センターの整備について緊急防災・減災事業債の対象とし、同計画に基づき必要となる消防用車両等の整備について防災対策

*3 既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

特集 4-5 図 消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（平成30年度）	
市町村分（広域化）	
<p>1 消防広域化準備経費【特別交付税】 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。</p> <p>2 消防広域化臨時経費【特別交付税】 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。 ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費</p> <p>3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】 (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※ (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※ (3) (1)、(2)以外の整備【一般単独事業債：充当率90%（通常75%）】</p> <p>4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】 広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※</p> <p>5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※</p> <p>6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】 消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。</p>	<p>緊急防災・減災事業債</p> <p>○ 対象事業 地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象</p> <p>○ 財政措置 ・ 地方債充当率 100% ・ 交付税算入率 70%</p> <p>○ 事業年度 平成29年度から平成32年度</p> <p>※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。</p>
市町村分（連携・協力）	
<p>1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】 連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター</p> <p>2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】 連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等</p> <p>3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。</p>	
都道府県分（広域化）	
<p>1 消防広域化推進経費【普通交付税】 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。</p> <p>2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。</p>	

事業債（充当率 90%、交付税措置率 50%）の対象としている（特集 4-5 図）。

（2）都道府県の取組

ア 推進計画の概要

平成 30 年度中を目処として、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の再策定又は策定を行うよう努めることとされている。

推進計画には、広域化対象市町村の組合せや、連携・協力の対象となる市町村を定めることになる。

イ 都道府県の支援策

都道府県によっては、独自の広域化支援方を講じた例があり、財政支援として、広域化協議会運営費や広域化に伴う施設整備を対象とした補助制度の新設等が、その他の支援策として、協議会事務局への県職員の派遣等が行われている。

（3）市町村の取組

都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている（消防組織法第 34 条第 1 項）。

広域化に向けた検討を行っている市町村は、市町村長部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、①広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、②消防本部の位置及び名称、③市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項、④構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。